

個人向け 生活を支援

給付金

| | | |
|------------------------|---|---|
| すべてのみなさまへ | 特別定額給付金 一人当たり 10万円 住民基本台帳に記録されているすべての方に対して、迅速かつ確に支援をするため 1人当たり10万円を支給 します。 | 市区町村の特別給付担当窓口、または総務省コールセンター 03-5638-5855 |
| 子育て世帯へ児童手当に上乗せ支給 | 子育て世帯への臨時特別給付金 児童一人当たり 1万円 ※申請は不要です。 児童手当を受給する世帯に対し、 対象児童1人当たり1万円を支給 します。 | 市区町村の児童手当窓口 |
| 収入減で家賃が支払えない | 住宅確保給付金 家賃相当額(上限あり、世帯人数・月収により異なる。) 休業などによる収入減で住居を失う恐れのある方に対し、 一定期間家賃相当額(上限あり)を支給 します。 | 市区町村の生活相談窓口 |
| 子どもの世話で仕事ができない | 学校等休業助成金(主にフリーランス向け) 一日につき 4,100円 臨時休校等により就業できなかった日について、 1日につき4,100円支給 します。 | 学校等休業助成金・支援金相談コールセンター 0120-60-3999 |
| コロナの影響で学費が払えず退学を考えてしまう | 新型コロナウイルスの影響により家計が急変した家庭の学生に対する授業料の減免や猶予、奨学金などを実施します。 | 日本学生支援機構 0570-666-301 または各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口 |

貸付

| | | |
|----------------|---|---|
| 休業・失業等で生活資金に不安 | 緊急小口融資(主に休業された方) 最大20万円 据置期間:貸付日から1年以内 返済期間:据置期間経過後2年以内 | ※併用で最大80万円を無利子・保証人無しで貸付(償還免除あり) 市区町村の社会福祉協議会 |
| | 総合支援資金(主に失業された方) 複数世帯:月20万円以内 単身世帯:月15万円以内 貸付期間:原則3か月以内 据置期間:貸付日から1年以内 返済期間:据置期間経過後10年以内 | |

猶予

| | | |
|---------------|--|---------------|
| 納税が今は厳しい | 府税の納税等の猶予 一時的に納付できない事情のある方については納付猶予が適用されることがあります。 | 府税事務所 |
| 国民健康保険料等が払えない | 国民健康保険料の免除・納付の猶予 一定の要件に該当する方は、国民健康保険料の免除や納付の猶予が適用されることがあります。 | 市区町村の国民健康保険窓口 |